

千里中央公園自動車駐車場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千里中央公園自動車駐車場の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第2条 千里中央公園自動車駐車場は、公園みどり推進課がその管理運営を行う。

(利用の制限)

第3条 千里中央公園自動車駐車場を利用できる者は、千里中央公園及び千里東町公園の利用者に限る。

(使用料の減免)

第4条 豊中市都市公園条例施行規則（昭和35年豊中市規則第3号）第11条第3項の規定により減免する場合及びその場合における減免の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 千里体育館を個人使用し、又は当該施設で実施するスポーツ教室の受講者で、市内在住の65歳以上の者が運転する自動車を駐車させるとき 駐車時間が30分を超える場合は、30分を超える時間について初めの30分は免除
 - (2) 行政委員会並びに条例、規則及び要綱により設置される審議会等の委員で会議等のため自動車を駐車させるとき 免除
 - (3) 市が後援し、かつ、指定するスポーツ・レクリエーション事業における運営役員、審判員等が運転する自動車を駐車させるとき 免除
 - (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長が定める割合の減額
- 2 豊中市都市公園条例施行規則第11条第1項第3号に規定する「その他市長がこれらの者に準ずると認める者」は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証、戦傷病者特別援護法（昭和38年8月3日法律第168号）第4条第1項に規定する戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号）第2条第3項に規定する被爆者健康手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証又は特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号）に基づく特定疾患医療受給者証の交付を受けている者とする。

(傷害事故等の責任)

第5条 駐車場内での事故等については、施設管理瑕疵以外は、使用者の責任において処理する。

(その他)

第6条 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理運営に必要な事項が生じた場合は、市長の判断による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年3月24日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。